

◆ 安全衛生法等関係法令資格取得助成 (一部変更あり)

資格取得によるスキルアップ向上を図る為、事業者が負担した費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方が R2.2.1 ~ R3.1.29の間に資格を取得し、支払いが完了しているもの

対象技能講習一覧をご参照ください

例)→フォークリフト運転・玉掛け・はい作業・移動式クレーン運転・ホイラー実技等

【申請期間】 R2. 6. 1 ~ R3. 1. 29 (予算枠に達した場合、受付を終了します)

【助成金額】 資格取得に係わる費用(講習料・受験料)×1/3 (百円未満切捨て)

【申請書類】 取得及び支払い完了後に協会へ申請

①助成申請書

②内訳書

③資格取得の修了証(写)

④領収書(写)又は振込通知書(写)

④は原則会社宛であること(個人名では×)

【上限】

1名につき5千円

但し、1社につき10万円まで

1社上限が10万円までになりました

注意

ハローワーク(厚生労働省)の教育訓練給付制度は個人に対する制度ですので併用はできません。

(別 紙)

安全衛生法等関係法令に必要な資格取得内訳書

会社名 _____

番号	取得者名	資格取得機関	資格種類 (リフト・玉掛け・はい作業等)	資格取得年月日	助成金額 (100円未満切捨て)
1				年 月 日	円
2				年 月 日	円
3				年 月 日	円
4				年 月 日	円
5				年 月 日	円
6				年 月 日	円
7				年 月 日	円
8				年 月 日	円
9				年 月 日	円
10				年 月 日	円
助 成 金 額 合 計					円

※用紙不足の場合は適宜コピーをしてご使用ください

事業者が負担した（講習料+受験料）×1/3 【上限¥5,000】 1社につき10万まで

令和元年度 安全衛生法等関係法令 登録技能講習一覧

令和元年6月1現在

講習名	
1	木材加工用機械作業主任者技能講習
2	プレス機械作業主任者技能講習
3	乾燥設備作業主任者技能講習
4	コンクリート破砕器作業主任者技能講習
5	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
6	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
7	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
8	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
9	足場の組立て等作業主任者技能講習
10	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
11	鋼橋架設等作業主任者技能講習
12	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
13	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
14	採石のための掘削作業主任者技能講習
15	はい作業主任者技能講習(高さ2メートルを超える積み付け、積み崩し(はいつけ、はい崩し)の作業)
16	船内荷役作業主任者技能講習
17	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
18	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
19	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
20	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
21	鉛作業主任者技能講習
22	有機溶剤作業主任者技能講習
23	石綿作業主任者技能講習
24	酸素欠乏危険作業主任者技能講習
25	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
26	床上操作式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重5トン以上のもので、走行横行共に荷と共に移動するもの)
27	小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1トン以上5トン未満のもの)
28	ガス溶接技能講習
29	フォークリフト運転技能講習(最大荷重1トン以上のもの)
30	ショベルローダー等運転技能講習(最大荷重1トン以上のもの)
31	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習(機体重量3トン以上のもの)
32	車両系建設機械(解体用)運転技能講習(機体重量3トン以上のもの)
33	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習(機体重量3トン以上のもの)
34	不整地運搬車運転技能講習(最大積載量1トン以上のもの)
35	高所作業車運転技能講習(作業床の高さが10メートル以上のもの)
36	玉掛け技能講習(つり上げ荷重等1トン以上のクレーン等に係るワイヤーの掛け外しなどの作業)
37	ボイラー取扱技能講習(小規模ボイラー)